

周辺の農作物への農薬飛散にご注意を



基本にかえる
まわりを振りかえる

- 食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。
- この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、原則として、0.01ppm(1億分の1)という非常に低い数値が設定されます。
- この基準値を超えると、生産物の流通が禁止されることから、農薬を使用するときは、周辺への飛散(ドリフト)に一層の注意が必要です。

奈良県

その1. 誰でもできる農薬飛散対策

- 風向きに注意し、風の強いときは散布しない
できるだけ風のないときに散布しましょう。また、散布中でも風が強くなり、農薬が散布区域を越えるようなときは中止しましょう。風下に別の作物があるときは、特に注意しましょう。
- 散布の方向や位置に気をつけて散布する
できるだけ作物の近くから、作物だけにかかるよう散布しましょう。また、ほ場の境界区域では、散布を控えたり、散布の向きに注意が必要です。
- 散布粒子が細かくなならないように散布圧力を調整する
圧力をかけるほど飛散しやすくなります。散布時の風速や周辺の状態を確認して、圧力を適切に調整しましょう。
- 散布量が多くなりすぎないように気をつける
散布は必要最小限の量と区域で行いましょう。
- タンクやホースはきれいに洗っておく
農薬が残っていると薬害が出たり、残留基準値を超える恐れがあります。

その2. 周辺への心くばりも大切

- 散布する時期や時間帯を考える
近くの作物が収穫中又は収穫直前のときは、特に注意が必要です。
- 周辺の栽培者に事前連絡
近くに収穫前の作物があるときは、事前に声をかけるなどして連絡を。
- 遮蔽シートやネットの設置、障壁となる作物を植える
このような対策は効果が高いうえに、周りに安心感を与られます。

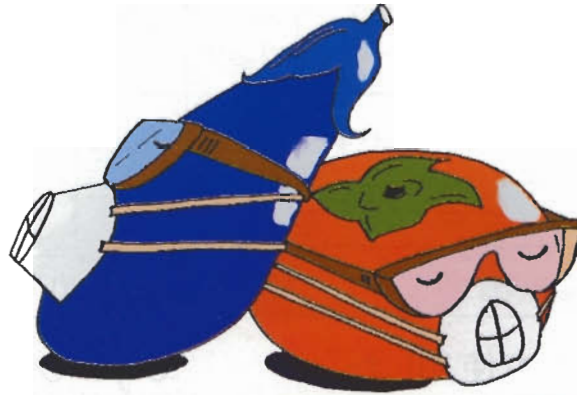
その3. こんな対策も効果あり

○ 飛散しにくい農薬の剤型やノズルを使用する

近くに農作物があるときは、粉剤を飛散の少ない粒剤に替えましょう。また、液剤を散布するときは、飛散の少ないノズルを用いたりするなど、散布方法も検討しましょう。

○ 周辺の農作物にも使える農薬を選ぶ

適用農作物の少ない農薬が飛散すると、周囲の農作物は残留農薬基準値を超えやすくなります。周囲の農作物が収穫中又は収穫直前のときは、その農作物にも適用のある農薬を選びましょう。



農薬の飛散は、生産物の流通禁止や、周辺環境への危害にもつながる恐れがあるとともに、自分自身が被害者にも加害者にもなりうる問題です。

このような事故を起こさないよう、農薬を使用するときはラベルをよく読み、周辺の栽培者と連絡をとったり、指導者に相談しながら、飛散の防止に努めてください。

奈良県の指導機関

名称	所在地	電話番号
北部農林振興事務所	農林普及課 天理市櫛本町2460	0743-65-1315
	農業普及課 大和郡山市筒井町600-3	0743-56-1600
中部農林振興事務所	農林普及課 大和高田市大中98-4	0745-52-6123
	農業普及課 桜井市粟殿1000	0744-42-2088
東部農林振興事務所	農業普及課 宇陀市榛原区萩原144-2	0745-82-3248
南部農林振興事務所	農業普及課 五條市西吉野町湯塩1345	07472-4-0131
農業技術センター、病害虫防除所	橿原市四条町88	0744-22-6201
農業水産振興課	環境係 奈良市登大路町30	0742-27-7442

農薬適正使用と生産記録の記帳に取り組み、 安全な農産物と環境をつくりましょう！

栽培者：奈良 太郎

栽培場所：△△町(◇◇畑)

作物名：ねぎ

は種（定植）：7月20日（月 日）

収 穫：11月10日（予定）

農薬の名称	希釈倍数 ・使用量	使用時期	総使用 回数	使用月日				備考
				1	2	3	4	
○○粒剤	3kg/10a	収穫45日 前まで	1		X	X	X	
△△水和剤	1000倍	収穫7日 前まで	2	9/10		X	X	
◇◇◇乳剤	1000倍	収穫7日 前まで	3・4	10/1	10/20		X	2成分 ●●●と△△△
⋮								

ドリフト防止対策の基本事項

9/10 10/1 10/20 / /

農薬ラベルをよく読んで使用した
 散布作業は風が強くないことを確認した
 対象作物に適切にかかるよう散布した
 散布機の圧力や風量は適正であった
 タンクやホースはきれいに洗った

<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

☆農薬使用記録簿をつけるポイント☆

- ①作物、ほ場ごとに記録簿を作る。
- ②あらかじめ、使用する農薬の名称、使用方法（希釈倍数や総使用回数など）や、取り組むドリフト対策の基本事項を書いておく。複写（コピー）しておくとう便利。
- ③農薬の総使用回数を超える使用月日の欄には、 を記入しておく。
※注意：農薬の総使用回数は、農薬の成分毎に定められているので、異なる農薬の名称でも、同一成分を含む薬剤や、複数の成分を含む混合剤の使用には注意する。
- ④農薬使用后、すぐに使用月日とドリフト防止対策の欄に記入し、保管しておく。

この資料についてのお問い合わせ先

奈良県農林部農業水産振興課（環境係）

〒630-8501 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-7442